# 文恭院實紀

二十九

寛政十二年庚申 自七月 至十二月

内閣文庫
和書
類 三六〇六四
號 五五
冊 二三一
函 一四
架

内閣文庫
和書
類 三六〇六四
號 五五
冊 一四九
函 一五
架

内閣文庫
番號 和36064
冊數 55(29)
函號 149 36

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政十二年庚申七月
至十二月

# 文恭院實紀

二十九

国立公文書館
National Archives of Japan

文恭院殿御實紀

寛政十二年庚申

二十九

文恭院殿御實紀卷二十九　寛政十二年七月に始まる
十二月に終る

七月朔日月次の御賀あり永井山城守尚佐大岡
伊豫守忠相稲垣美濃守狹守宮内少輔酒井左京亮忠
右盡大坂城番に加番にさせいとゐたまふ
就封のいとゐ賜ひ牧野越中守貞喜
をしめ五人板倉周防守勝政子刑部少輔勝晙
初見し奉る伊賀二人登城入院を例して東巷
を敷設大番頭堀内義路左皓同し子孫及番

士等中ゝ坂場成役の時分ふ花淳邪代
小お大助照方初ゝ任務への時分ふ時役羽織
を下さる
二日西場奥瘍醫員太田瑞玄明恒子密玄
家業出精にゝめし出さゝゝ番瘍医と
ゝゝ二十人口下さる
三日西丸書院番長坂右七郎高景屋敷改
奉ゝる

四日横奉行大久保左近将教近子江七郎清
教家八しめ又死し家ゝゝ九人日光
門ゝ七夕改歩祝ゝしゝ二種一荷をまいらせ
らる
五日大番与頃宮重倫六郎信鋭老免し家
小姓ゝ形ゝ産金を賜ふ十九日産組屋敷改
奉八ゝし田村付又四郎景利家ゝ不忠ゝ
古番に悪ゝ行ゝゝ小姓ゝに入ら被時家ゝ

とゝめらるゝ

七日七夕に法花堂にて家内をあつめ給ひ

乃ともこゝに供しゝを〻〻鱠料たてまつる

半井大和守茂安に子供吉を

召連家おとしの近曽之助もしにゝて又吉を

家に養置給ふも幸尔ちゝゆゑにとゝまるを

命し置しう吉ゆゑ人ゝ再家出致をしを

急速にも哀ゝ上洛吉ゆゑ相法の事にゝゝ

法号を授ゝしめらるゝ

七日七夕に法花堂にて家内をあつめ

八月東叡山

浅草院殿霊廟に戸田東女正氏教代参ゆ

山岡清奉行松平清兵衛信行清左衛門其他

清堂巡視の事奉八月ゝゝを以ゝ

奥社吉筆芦屋源五左衛門利宇本堂にうつ

王図し見習平岡又兵衛資貞西堂奥吉筆

と称す

九日永戸中納言信保卿喪関

関

を受領す制中なるを以ねあるを謝せら

れまゝ帰るの者共を免じ退去せらるゝ

組秋田平大夫秀泰免じ山崎信と称す

賜金を賜ふ

十一日奏者番本庄甲斐守道利病免し

菊の間椅類詰となる

十二日之係山

惜信院殿霊廟に松平信宝信明代参す

小姓組久保田十左衛門義和西城小十人組

に同番吉小尾直之助信一を召し与力と称す

吉井助又致仕し家督を召出す

十三日駿河国田中城主本多伯耆守正温病

に付致仕し子之弥正意に領地四万石

を襲しむ吉井正温八幡宮に供奉の為に

国立公文書館
National Archives of Japan

出永六年八月廿日家隆卿天明二年六月廿日
初見しかるに中院家より十二月叙爵しなふ
殺仕しかも按紀伊守とあらかあ天保九年
閏四月廿日とし七年に成しかも年しぬ
十四日紅葉山
諸廟に法諸ある東叡山
至心院殿霊牌所に側平岡美濃守頼長
代参

十五日東叡三縁の山に皇料法の八ヶ所
為代参とし六月大番戸田左兵衛政儀勤
ヶ所ヶ所
十六日山十人部定山筆法ヶ表右筆と勤る
ヶ所十人山筆法ヶ西堂周織に入る二人まて
西堂表右筆家本右筆右兵衛堂乃要
右筆を見習ハしめらる
十七日紅葉山

陸奥に戸田采女正氏教代参す

十八日日光山に社参遷宮済しにて参詣の輩

多厳額度々時に使し来り日光門主に報告す故

庭の八幡風

十九日大番頭を藤但馬守胤富吹挙羽織

を以て拝領の時病ふ病にて出ふにて

二十日駿河国山名の領を松平丹後守信義病

にて致仕し家督を宣を信圭

廿一日京家大炊武部大輔義珍老免にて同

弟五郎麿あり

廿二日紀州藩使を以て書を作の八幡

廿三日西尾丹後守世子へ目しふとをとらふ

徳川家菩提寺へも詣でをせられ候

廿四日東叡山

孝恭院殿霊廟にお参詣遊ばされ候

廿五日松平加賀守屋敷へ御出し遊ばされ

申渡候ものこれ二十人奥坊主一同召出

されふ大番組頭之内彦次郎殿病気に

廿七日西丸御小人長松井右衛門政昭天満番

の役をとられ

廿八日沖縄の方より出船の儀に付

定ハしめ参観のため四人之浦表へ参詰被

乃いとゐ方本多伊豆守殿松平寛之信主

殿に対面をし御礼を申上

利庸ゑ竜之丞利国和見し幸作ら勘定組

甲斐庄喜右衛門西方西丸書門番組頭之内

日光奉行大久保内膳正宮和之助任の暇願

に叙爵しゑ西之丸物番に相成候

細川徒参ら

廿八日沖縄の方より出船の儀に付

定ハしめ参観のため四人之浦表へ参詰被

乃いとゐ方本多伊豆守殿松平寛之信主

殿に対面をし御礼を申上

利庸ゑ竜之丞利国和見し幸作ら勘定組

甲斐庄喜右衛門西方西丸書門番組頭之内

日光奉行大久保内膳正宮和之助任の暇願

に叙爵しゑ西之丸物番に相成候

国立公文書館
National Archives of Japan

貴殿内匠久道西條中納言大國次郎宗清左衛
大夫殿月番にて出府ゆふ獨物爲に因し要左筆
者藤義之丞敬芳屋源立左衛門利宗内藤
[illegible]紀の國に侵命をうけ書院番所
松平内匠頭廉休殿[illegible]得見に出仕つき
にて[illegible]不綱法を咎めらる
廿九日三河國瀧山
[illegible]宮山靈宮にて[illegible]織田主計頭信由金

吹飛羽織[illegible]代[illegible]
八月朔日當賀[illegible]書院番組松平内匠頭
廉休紀伊國[illegible]
二日寺社奉行吹味物綱役にて組頭に准し
[illegible]羽田[illegible]西城
[illegible]番組頭[illegible]本城にて
[illegible]番に列[illegible]番に准し[illegible]番馬場吉和
通高西條[illegible]番の頭[illegible]

三日濱田屋國に帰らんとする大川にして徒士
の者泳ぎて先地九を観ずに一橋御角人中村
永吉つ伝て書を寄せ香椎屋香奥八郎惟宮
姫名文丸しまの家にくくれ立人
十日中牡鹿川井沢帰名諸久徳屋象改ところ
十一日岸船名出しに古例薩摩把渡
良岸役しまの市場へ解者又西陣ら古例
松平信濃守屋敷にしまの岸船名此方へ薩摩屋

信濃の八ところ百年記
六日釋奠に付古例國都男陽の長貴代参し
太刀金百進薦あり
大納言殿ところの八古例松平信濃守屋敷代参し
あれしく百進薦あり
八日東叡山
浅草院殿霊廟に参る薩摩島津信濃代参
九日百人組の頭宮賀兵庫山縄病気にて寄合

と行る

十日久能に着し拝殿幣中を略拝す

番所見受右番所西渡先免しこの山寺を行る

賽金を納ふ

十一日大番所来る馬を暇ありて与頭命を

与られ山寺を出て御物ものへ入る二人

十二日三保山

惟信院殿霊廟に太田伊予守資愛代参

大酒役本多修理大夫百人組の頭を行る

十五日月次のお供仰のごとし大久保出羽守右筆

をしめ参観のごとく八人堀田大学大輔正順をしめ

能狩能吹ものまつる十一人役番神院寺社

春姫駕所国府の月番にて吹ものを上ぶ也

長田長兵衛荘厳右権修正住職実権修正を教

山寺和院

陸宮別当職観本院も別当職を共に勤し

参る

十七日紅葉山

清宮に御藤對馬守信年代参る大久保加賀守

右同大番頭山崎京都近江守貞温妻番を受

山十人所司川与市朱匠役として寄合板橋

左京亮英年山十人役となる

十八日山崎近江守貞温納戸番に入る此一人

二十日東叡山

心観院殿霊牌所に御藤對馬守信年代参る

廿二日山崎近江守貞温書院番に入る此十三人

廿三日日光門主山に御登山高家戸田

伊豆守氏儔法印使しこの梨子一箱を送らるる

廿四日東叡山

孝恭院殿霊廟に井伊兵部少輔直朗代参る

六月

有徳院殿法会御登山に成る日光門主

まうのおもむきを出羽国に対面あるべきの旨
他修正院家修中
されしくまうのおもむき答下
さる家織田主計頭信雄山城国
獨自寄合大名の他巡察奉ハ
直御朱印被下
廿五日常陸国下妻城主井上左近将監
しこうあるべきにより信濃守内膳正達
を解よしとし送候一万石を信濃しむ出羽国を
為見当山業の子細天明七年十二月十五日
初見しさせまうをもつて寛政元年二月十四日家つき
ゝ社参叡覧し同二年二月十五日ゝしめ給
対し同三年九月二日日光参詣奉行にさせ
同五年正月廿七日坂城加番奉仕同八年八月
十六日四男門丸急病しにより七月四日二十九歳
にしゝうゝとゝ
廿六日伊勢国国山の支封池田信濃守政直病に

故信濃守政直恐政方之誤抵武鑑政方子曰政香曰政直政香嗣後改直以弟承兄政香之後而今改直致武〻姑存疑以俟後考

ゝを政仕し奉れ陽明政養をしゝ須地二万五千石を授けしむ吉田政直を故信濃守政方の子にして

寛政三年十月十九日初見の禮ゝり同十二年

八月廿六日信濃守政直政仕の日封を改め同し

年十月廿六日谷口門跡と称し同し年十二月十日

諸大夫内匠頭と称し享和三年正月参向公卿

館伴を奉ハ是の時信濃守義発言協し

文化十四年四月常陸介藤門の成役奉り是文政

二年七月三日四十三歳にして卒ゝ子なく弟

後嗣を求め天文方吉田敏貞秀乗病免れ長子

天文方見習勇太郎秀賢をしゝ文政年間

ゝらしむ

廿八日遠江国相良城領主田沼左兵衛意壹

卒ゝ子なくハ信濃守まゝに實弟豫之丞意信

をしゝ遺領一万石を改のしむ吉田意壹八山城

守嘉祐の二男にしゝ寛政八年十一月十九日死

法師号宣旨の綸旨を賜ふ
十二月朔日初見し奉る
十九日叙爵し
左馬頭に成り九年二月
十二年六月竹腰門の成り
奉八月十七日
辛しぬ少し二十一書院番頭
大番頭となり寄合大久保玄蕃太陽火災巡視
命をうる
廿九日孝義録編集仰付られ
傳臣林

大學頭衛に時作を獨ひられ他西條東法傳院
柴野彦助邦彦銀十五錢賜ふ
るに寺尾藤良助孝肇古賀弥助樸山上藤
一郎定保銀十五枚つゝ獨ふられ他古社寺に
あつるし事も獨物等あり古社書は先に
命令を下され公科私科ともに名家特の人
くの行狀を書上しを学問所に編集あり
を再び命をうけ書肆に売る事を勿

[illegible]山[illegible]陸奥陽川宮道日光門を登山にて
[illegible]
九月朝日伊達を江戸村寺糸親に大久保山[illegible]
[illegible]分部左京亮光實土方大和守義苗永井
信濃守[illegible]坂城加番[illegible]
出[illegible]春賢寄合酒井主馬大[illegible]酒井主蕃
[illegible]物[illegible]にして駿府加番に[illegible]
[illegible]井上周防[illegible]封し物を[illegible]大番頭

[illegible]
番[illegible]左番[illegible]留見に日光奉行有田
播磨守貞勝も山[illegible]向に公卿へ
[illegible]到に[illegible]松平伊豆守信明に役し[illegible]
[illegible]戸田土佐守氏[illegible]
二月吹上[illegible]園に[illegible]弾田
[illegible]の[illegible]へ[illegible]
[illegible]

とゝうらゝゝ侍し事ハ時作はいらをらる

大納言殿へ申れし

三月公卿引見にゝる溜詰参第の大名又ハ家

法元養者番中ゝ被仰付ゝ白木書院へ出席し事

勅使勧修寺家大納言経逸卿手経ゝ中納言有

政卿

院使梅小路家中納言宣福卿出対面ゝる案内

乃ち祝儀ゝし事

禁裏ゝゝ

西洞院へゝゝ力茶壺三枚

仙洞ゝゝ切れしく二枚

中宮ゝゝ切れしく一枚まいらをらるゝゝ公卿

自の内賀ゝる梅小路家の弟白蔵自内侍代使者公卿

家内ゝ楽人拍代冠帽未度師にいゝる者

物見し見へゝゝます法ゝまゝ

仙洞ゝゝ出賀代出祝儀ゝし事

御所へ絹十疋ニ種二荷
大納言殿へ縮緬五巻ニ種一荷被いらせらるゝ御
返礼とも称しにそうち宗大夫周防守義方
御使としてそ公卿等にそとにそのし塩鶴一匣
一荷を送らせらる
四日公卿参向にて猿楽あり水戸中納言殿に
あれしく世子溜詰譜第其大名高家諸侯奏
者番文子諸番頭諸物頭布衣以上法印法眼

の医まで列座す水戸殿始め公卿は御対面ありて後決
伺公のとも一つ々相伴をなして水戸井伊兵部少輔
直郎舞台に出てなりそれ中楽をなしむかふなし
給ふ番組は公羽之番叟山岡山頼政之浦鳥玉祝
言そ之例狂言ニ之番栗田口猿宜山伏あり十一半
にて大夫には奏者番しそ唐織時服纏頭しそれ
他へは要御振ふ事畫其ちとし席くにしそ
参意し奉る

五月

大納言殿ゟ痔ぢ悩あるゆゑ軽症にて出仕乃
ともこゝをのゝ賀しゐる事なり勅使役
小笠原三九郎長幸勅宣奉行として廉米
百俵乃賞加恩あるゆゑ實孫五百石と賜る因
幡守司ゟ至しと賜る西塔中庭經蔵改築林
弥十郎利直先年箱根と賜る
六月少納言ゟ根集ゟ勅書信子八十次郎

ゟしゆ文死しゐ家法くゝれ十三人
七月溜信濃守大名又子高家後而養者
ゟのゟ白木書院に出ましゝ
勅使
院使時對面あゝ事前時院の内侍御作合ゟ
時の贈物ゐゐふ
大納言殿
豊社上ゟゟ七切れしく物ゐ時ふゟゟ

仙洞より少賀院殿に内々を梅小路家中納言を
勅使として松平伊豆守信明朝臣を使へ
大納言殿より八月朔日出羽守忠交をして使へらる
まゝ拝家門勅使使者公卿の家司等出座事勅
物等あり
八月東叡山
後明院殿霊廟へ参詣あり同し山に
厳有院殿霊廟に戸田采女正氏教代参す

九月重陽に使儀伺ひ出ず
十月東叡山
常憲院殿霊廟に本田伊予守資愛代参す
公卿殿達に綱川和泉守立之池田山城守
政恭参詣ある 尚義園房子文封松平遠江守
長員病に付家嗣尚義守秋賢を使し
まゝに致仕し家督に長容に与へ隠居
を願ひしかる由に長員容八但馬守宗恒男

にし事故無郡お浦長喬善之と称す昭和七
年二月四日家を法さ日し寛二年二月十五日初事
こと奉寛十二月十六日寛陽寺に近江守と称
しかちた寛亮と　日し八年七月公に能俳奉
おらさめ
つとめ志八くにし事寛政三年胃橋田組物
出奉り日し十一年十月聖堂掃除に助役し
時能十編り寛十家士等にも陽物あり文化五年
六月廿日六十四歳にし事終をとるとも又豊後
国杵築城主稲葉能登守江通多陽にとる故
仕しろ此る俳諧を雅通に領地五万六千五石余
をつのしむ事に江通と故能登守泰通とるに
昭和五年八月家に伝いく回杵の俳陽八年
七年二月十五日初見し奉寛政元年に叙爵し事
のち公に能俳を文度寛八年八月寛政元年三月
儒教を和川渠後利助けしにとる時のふく
陽八り及家臣等にも時能白張くし陽八年

因し四年四月神田橋門外城を命ぜらるる後
大目付大隅を奉ぜらるる後仕しる所
とあらるる文化八年七月剃髪し号伊賀入道
と称し文政元年十月廿八日六十六歳にて終る
をしたまふ十九日西丸小十人佐久間主殿信
輝死せし与ねとなる
十一日三宮牛條河内守信義日光山
宮代参使命をうけ明年参詣する

渡邊大學頭書簡まさ所にし当藩対馬守信牧
日光山自ねとしこの歳遠にて渡見あるべき
ならば必羽織をかるふ
十二日三條山
惟信院殿参朝に戸田采女正氏教作条
十三日
大納言殿ご疾に酒湯にて病とし参ぜざる
なるとも御ご宿元に留し退く因し出病

法師ゟ松平伊豆守殿ゟ使し来

大納言殿へ銀百枚二種一荷又如房使し来

法師ゟ銀五十枚二種一荷峯姫君ゟ

鮮鯛

大納言殿ゟ

法師へ多弥出羽守右衛門尉二種一荷

壱の上峯姫君へ鮮鯛

法師ゟ

壱枚上に鮮鯛

大納言殿へ二種一荷峯姫君ゟ鮮鯛

法師ゟ淑姫峯姫ゟ切れし

大納言殿ゟ淑峯ゟ日し

法師ゟ淑峯ゟ姫へ切れし

大納言殿ゟ一橋中納言殿ゟ黄金壱つ

民部ゟ篭中貝峯ゟ蓮ゟ花へ切れし

大納言殿ゟ白く砂糖へ巻物五一種

大納言殿へらく此方ら舞綱を進ぜらる。故
雄義孝行西未直吉義初弓矢孝行と称
又綱ら殿ら弁番に ら侍ら殿ら一人
十四日三條山
文昭院殿書翰に曰伊牛ら貴愛代系し
清揚院殿書翰に養者番大久保忠鷹ら右ら
代系に西條書院番頭清水長富ら條
に ら侍ら山城組番頭近藤清兵衛ら政明西條

書院番頭ら侍ら山城組支配山口勘兵衛
直良山城組番頭ら侍ら和泉寶生寺曉忠湯
島根生院作織ら侍ら
十五日有馬の右衛門佐ら松平上総介ら政
松平左近ら右ら参親に毛利左兵衛元義山
内摂津ら豊嘉子松大ら郎豊武初見し為
ら侍ら松平兵部長宗家絶しを謝し左力金
老物弥に三河國渥山

清宮御宿を例しこの別當寺觀院一末一本
新し見えたる聖山修験も立為代
を例し奉る浦賀奉行秋元隼人佐朝時役
羽織えく任所へ出張さるふ
十七日紅葉山
清宮
諸廟に清掃あり
十八日

清基所内上に弟らもとら祇支えるる一稱神田
の方所へようくらもとらる方屋敷あり仮し
新宮まいらもとらる
二十日東叡山
大猷院殿
有德院殿豊廟に戸田東安西氏教代参行
高家中條河内守信義参花の奉行渡邊大学
改去綱日光山えるこの方清掃

廿一日穴太國に出られ四条邸に
もどる
廿二日出羽對馬守信茂千鶴をつれて日光山
参詣もどりこの夜信茂松平加賀守信脩殺害
ありける
廿四日三縁山
台徳院殿霊廟に出羽對馬守信茂代参
東叡山
寛永寺殿霊廟に出羽日光門主山王
社日光門主山王社をうつしたまひしの八宮家宮原
もつて義澄しこの度勢をうける
廿五日院内朝食あるる内村紀之郎宗顕初見し
奉る又宴会姫田幸之助一權宮内卿之左衛門
和中西條殖産物白衆孫平八郎作
る奉行之上同陽明寛子吉良摩侯肴
小菅猪之助西宮右衛門徳太郎統所之山屋四郎

累番養子九十郎累番佐野宇右衛門家
ゟ之助小納戸永田権八郎一尚賢養子釜之助
家合松平帝書勝政養子政之助も同しく見へ
奉る之外他いとゝし仮番仁賀保孫九郎織部
書院番脇坂甚兵衛清尚崇坂井甲斐之守
御見被仰付候ゟ之者蒔顔之助
廿六日日光門主まゐらの行列あるゝ
のふ

廿七日之四のゝとゝ第ゟとゝ見し家両に之
延らゝとゝ之屋敷の内雪殿のゝへあらをとる御殿
ゟへ純子十寿中務の方へ八丈縞十反雲穂院
尼へ羽二重紅白十疋琴姫へちんめん七反
為ゝへ之ゝ法の八さゝる
廿八日日光山本坊修繕御成ゝる日光
門主供しゝ昆布一匣寿物五をまいらせゝ
御しゝ中さゝる

廿九日門へ使しこゝの者共に酒肴を送らる

晦日三條山

有三軍院殿雲龍院に戸田宋如三氏教代参番

醫為法玄竹恒徳書物勝多ゝ持ちしにて

白張を給ふ

十月朔日自決れ如賀僧のごとし　五子村の住

とゝ者ども持ちたる酒肴負鶏九羽為一羽堀田

拾津守山教院ひこゝ者鶏一羽を拾らる西堀か老

者山下郎ゝ次郎大坂堀代とゝ行ゝ堀四位下に

叙せらる湯多根生院下谷房徳ゝ入院を願し

奉る

二日玄猪の儀祝規のごとし

三月昨夜玄猪升酒祝る行く渡すをら見しに

ゝゝ三家のうゝ使しこゝ者し中ゝ者ども

数宝四役　姫月藤兵衛氏淵　坂義四郎　坂堀義孝

以て行る
四月内藤豊前守信敦打来土佐守倫綱参者
番として行る
五月晦生駒出羽守親正高家法眼参者
加賀守生駒内匠頭上京社として参し
饗酒を賜ふ要記し参教樂あるべきのとも
親る参先さる国栖巴型言竹雪鶴馬天狗
弱法師舞奏牡丹言束廣こつ二千石不少歟

防前之松浦肥前守母行る
六月先る筑前山岡十郎景宅子浅井郎
西條義門番の所竹本孫兵衛西嶋子勇吉
徒所之四権之和守貴子左兵衛之又死して
家臣くこと十七人内例元平岡兵衛頼長
等の集人改恒めし出さるる西條出雲と等
廣米五百俵下さる中日光山清堂社修理
勝役の事石川主殿所徳博藤巻左近打監

光森宮内卿佐右贊之卿佐渡守政速に命
ぜらるる殿防徳博佐渡守政速左色に与
驛をたまはる仍つらつら
七月光山諸堂社修理の事奉りたし勅宣を
仰せ下され久通朝臣を大坂断奉行森川新
宮内少輔尹金を被日光奉行有田播磨守貞俊
同しく七枚羽織袴を修理八月光奉行
しとをを賞せらるる所属のともがらをの〳〵

羽物差あり
八日東叡山
後陽院殿重年に松平伊豆守信明代参仕
寄合指揮奉りたし本多兵庫半存山等警衛
弁支配を仰る
十日先日箱根関所因幡守寛次盗賊捕出
り命ぜらる紀伊中納言殿賞に八
有徳院殿法会の日香資多年まつらる

しに[illegible]家司めし[illegible]書をけ[illegible]
十一日一格門外[illegible]へ[illegible]
[illegible]を物ふ
十二日三徐山
惟信院殿[illegible]に[illegible]藤判[illegible]信[illegible]代[illegible]
十四日
文昭院殿[illegible]に[illegible]
十五日[illegible]孔[illegible]賀[illegible]の[illegible]松平[illegible]信彰

稲葉[illegible]
[illegible]殿之英、上田[illegible]義茂後[illegible]
[illegible]東叡山寛[illegible]院東[illegible]院家を附し
湯島根生院[illegible]を附し奉る
十七日紅葉山
[illegible]宮に松平[illegible]信明代[illegible]四[illegible]書院番を[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日濃州尾張国に常らをとらるる法書[illegible]
[illegible]
十九日信濃国小諸の城を牧野内膳正康俊に
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
文書院殿にはしめられ御領三千石
十六日従五位下に叙し内膳正と改め同六年[illegible]

十二月廿六日鷹狩し同十年六月十九日[illegible]
[illegible]八年十二年の八月廿六日に[illegible]
[illegible]
廿一日京陽に時[illegible]
[illegible]
[illegible]
大納言殿[illegible]八年書[illegible]
法[illegible]

墓社上ともこの辺へあらをとる

二十二日巳社牌ゝるゝ吹上屋敷に来らをとる寵

的ゝ後へ来る

二十四日東叡山

常徳院殿霊牌所に八戸内来女正氏敬代参し

池上本門寺

清墓に八戸側大久保豊前守温代参ゝ東叡山

孝恭院殿霊廟に武蔵立花出雲守種周代参ゝ

西城中奥御小書物五左衛門正幸取扱ゝ

廿五日駒場野のほとり放鷹ゝとして来らを

らゝ物負鶴七羽立花出雲守種周も陪従

しゝ鶴を取ゝ

廿七日大川のほとり来らをとる第崎男爵卿

へゝをとらるゝ者共を招待ゝ

去る廿五日成瀬隼人正ゝ羽合をし

鶴を書院番所へ佐藤伊豫守直久永井大和守

玄孫山城組番頭佐野肥前守義行に為まふ、
廿九日玄蕃し廿七日に朱の毛氏を為付し山城組
大番衆士に時作を為ふ
十一月朔日白沙社賀茂のもとし来甲斐守
一貫銭献のいとを為まふ牧聖院と丞蔵長村
継しを附し熟足を社に又田沼藤と丞意信
熟足を社し事相続を附し奉る蓑者番社
の事行う行し桂村後河内家長西條少志と

ある蓑者番堀田豊前守正敦寺社奉行を
兼ね西條山城組番頭山崎内信久八幡崎
にうたる和泉寶生寺乗巻を熟し住職を
附る又使番し事に為の者の者二人、為八名を
松平彈正大弼勝嘉ましめ三人
二日源氏屋敷に朱らをとらる法者を鶴数多捉
獲のふ又松平出羽守治卿ハしめ五人へ法者を
乃を為ふ

四日 西條小納戸頭井平三郎 清亮子用託 清純
八しめ又元しゑ家法くゝ式四人平蔵
大納言殿 御小人 ゝ 奥小ゝ 歴代在
言 御僕 高
五日 侯 蔵 奥津 四記 明 病 人 ゝ
寄合 ゝ 名 吉 ゝ 二日 法 式 ゝ 多 射し
番士一人 時報 ゝ 自 ふ 吉 式 日 吹上 ゝ ゝ
也 組 馬 視 ふ

七日 ゝ の 乃 ゝ 使 番 ゝ 猟 ゝ 式 上杉
弾正大弼 治 房 八し 免 九人
八日 東 叡山
後明院殿 霊 廟 に 松平伊 ゝ 信 明 代 参 ゝ
動 ゝ 組 治 金澤瀬 兵 搭 千 秋 拝 し 吟 味 役
ゝ 名 吉 式 日 徳 筆 寄 相 吉 ゝ 任 日 住 地 上 本
門 吉 位 職 ゝ 命 ゝ ゝ る
九日 使 番 ゝ 松平飛弾 吉 利 考 ゝ し め 六人

内藤氏家二代、揚ふ
十一月勅定組頭四位五位左衛門佐吉古代官大
貫次右衛門光豊萩原弥五右衛友標瀧川
小右衛門惟一同吟味方改役大瀬弥三郎吉成
勅定男谷平義右勘由林弥四郎政房山田
益弥善長勘定奉行九郎長祥玄蕃頭秋系
向公卿諸侯乃事柔ハりし江戸報ふ
乎義あり

十二月三條山
惟信院殿薨御江戸田采女正氏教代家臣浦賀
奉行秋元隼人保朝西條山城組番頭と為り
上野国高崎城を松平右京大夫輝和卒セし
江戸より代番翌月輝延し家送領八
万二千石を襲しむ右京大夫輝和を加右京大夫
輝高第二子江戸元下邸を輝行牙書の
しこの八右永四年七月五日嗣子となれを知名

長三郎又酒之丞といふ天保年十月十五日
後醍院殿をおし奉り同年十二月十一日院
出仕下参濃守に叙任し天明元年十月十一月
敬称を対し其二年三日吉高亮と改元同年三年
九月朔日養者故多喜八郎の年四月廿六日
右社の奉行を兼寛政四年八月十五日院四位下
叙し同年十年十二月八日大坂城代に転ず
同十一年九月十六日大文と改称し出仕し

九月二十日任所にしてゆきのふ年五十一
十三日濱の屋敷に年寄をもとらるゝ
ゝゝ暇願を出らをのふ小姓医師村岡玄超
良物番医師と称ら仙蔵馬医師入ゝしに
ゝゝ松平政千代家人等時作白銀を賜ふ
乃日役番しゝ酒井左馬尉忠徳八しめ給ふ
ゝ其十三人
十四日寄合松平図書勝政奉子政ゝ勅八し

め又致仕しなるを以て平九人船を以て
見物向井左門正直本職しなる
十五日身次郎お賀像のごとし大村信濃守
紙筆参觀仕表之家畠山二郎四郎國俊子栄
之郎初見しなる由なる書筆多井市十
郎正房更に職を見るハしむ又池上布いる
束巻を乞し任職を謝仕る其日昭上一束
らをらを事新馬に賜ふ

十六日西條先ゟ筋路花村之郎多塔西利病
免しなる嘉会之なる便書しなる由なる所
まハるなれハ松平下総守忠和ハしめ五人
十七日紀第山
御宮に大田備中守貨愛代参仕日門なる口
切の茶に参相なるを以て
茶のなれをしなる故を以賞をなる
十九日嘉会武田阿波守信親初れし肝煎と

ある山路出西徳太郎西備小網戸に乗ふ
吹上にして諸番士小姓のとも騎射
観覧あり
二十日番所の警備家老加藤賀兵衛
と取り西城山路酒井組馬引右宜番所と
あるきたふ騎射観覧あるべしとの事なり
家令山崎平兵衛方に時振を多き射
まのともの二十五人毎のゝ黄金二枚を給ふ

廿一日西城書院番大久保主馬右休老免し
て山崎清と取り置金を給ふ翌東那代の附
時勤をよく勤方西城番加久備用し組頭と
なる
廿二日小寒に入まとを八時をしきりこゝひとし
ゝ家の乃ゝ仮まいらと及海清高家
清宮奏者番まゝの初まを起こを候し奉る
廿三日木下川孤石とゝ放蕩とし事朱らを

らるる物負ハ生野奉行より日ハ[illegible]
使[illegible]墓前顔[illegible]より[illegible]上ら方丈使僧
しるす生花[illegible]榊をまいらせ[illegible]氣を使ふ
廿四日東叡山
孝恭院殿[illegible]に御発[illegible]御[illegible]久代[illegible]
使山[illegible]使[illegible]恒江[illegible]
宣[illegible]ハ[illegible]使[illegible]
廿五日[illegible]廿[illegible]日[illegible]の[illegible]番士

二人に時作を賜ふ老[illegible]大坂[illegible]山下
野[illegible]の原[illegible]賜ふ[illegible]日下野[illegible]
[illegible]裕[illegible]
廿六日作事奉行平賀式部[illegible]浦貞愛月付
松平田宮榮隆[illegible]澤[illegible]幸
[illegible]上[illegible]堂山門[illegible]他修後の事命[illegible]
[illegible]日[illegible]十人但[illegible]入[illegible]二人
廿八日伏見奉行松平但馬[illegible]昌隆西[illegible]例

とゝ[illegible]の間極頻法加術を江戸久間伏見
奉行とゝ[illegible]
三十日留守居駒木根大内記政永山崎[illegible]奉行
石野[illegible]大奥山崎[illegible]他修復の
事奉行[illegible]作業金を賜ひ下吏等
[illegible]賜物[illegible]あり
十二月朔日[illegible]次の如賀侍の[illegible]土井三郎
利隆大村信濃守純信子壽を進紙昌初見し
[illegible]の例大名[illegible]侵し
日光[illegible]を[illegible]を[illegible]上寺方丈に
使番五人[illegible]番し[illegible]捨[illegible]を遣らるゝ
[illegible]を賜ひ[illegible]入を賜ひ[illegible]
二月使番杉木左京金綱思召有るを[illegible]
磯[illegible]寄合[illegible]
三日濱社屋園に出[illegible]山[illegible]
十一日雅楽二羽[illegible]日[illegible]

陽ふを社多し

四月山城紀伊領南部肥前守信喜子主税信

郡寄合佐野左衛門尉等ゆえを以て親

鍋島信濃守立賢等雄を勝ハし免父死して

家つくを社十人四本等の賞あり

五月まつを軍ハ摩書信のごとし去ぬし三日

吹成のごとく多射し番士以彼を賜ふ

七月ハ光のごとくをの〳〵佐野の所を称ふ

又酒井信濃守支ハ費ハしハ西野の屋敷ハ

ハ三人

八月東叡山

浚明院殿霊廟に太田備中守資愛代参ハ

先ハ角沢地内雅楽頭政貞大盗捕盗ハ命

ぜらる

九月山城組に入を社十人役しを

月光ハを寄相を送らをるを黄門尾水世子

のうさへ止めおかれし場所なれども
ハさるゝ所ゟ中納言殿伊勢組番所ゟ
伊勢守家屋敷中持筒組へゟ出張組番所
山口和多吉良しゟ出張組を清の八ツ
しにて彼ゟ弾ゟ又紀伊中納言殿
家々思揚の者ゟ捨へらるし鶴を驚を
ゟ敷ゟ十九日大久保加賀守殿
十五人へ出張の原を下ゟ米沢の警備あり

十一月米沢ゟ秋田ゟ
万石以上毎家預ゟ伊のゝ家ゟ
彼を守らる
大納言殿へ御おくし
十二月三條山
惟信院殿妻鹿に出羽守信米代米沢
大番ゟ弾内久四郎定英西條先ゟ筒長と
ゟ西條書院番ゟ我七ゟ鉄砲御弾おかれし

とれる三河國渥山
御宮諸堂社修理のる事八月し諸職諸物等
あるを拾れし修復のうち警衛はとめし　土井
三郎利謙ら家人等まゝ諸物あり
十三日小松川ゟほとりへ殺害としる者共ら
ら流血等を吉原朱雀を物切ふ掃塵例
のごとし侵番石河甚太郎改央病免しる
寄合とれる奥筆行百年三尼浦へ頼芝田西
郎郷筆行とれる吉井ゟ世ゟのことへ吟味
乃鶴を書院来間所永井大和守方強しる法の
ハとる
十四日三保山
桂昌院殿
月光院殿霊牌所修復の事八月検視はと
めしとる作事奉行三上周防守孝寛目付
小長谷和久守改良勘定吟味役岡松八右衛門

久種をのゝ門徒を獨ふすれ他所屬のすれ
獨物言あり
十五日内海のお賀保のうちと宗對馬守義功
をしめ參觀のすれ八人松平右京亮光輝延封
絶しを謝し奉る那須元一人參府仕候番
那須五郎三郎書始後河國府の目付をすゝ、
この頃後日つゝ仕しをしを何
ふ

十六日松平左兵衛督信元侍從に任ぜらる
五位下に叙せらるゝれ二十四人毛利左次郎元義
八甲斐守本多正孫忠豊守四村紀三郎
宗顯を右京大夫松平長門守長容八近江守
池田陽助政養八月五頭井上内藤建八西田沼
錄之丞意信八主計頭松平甲斐守保光子將八
郎保春を美濃守牧野越中守貞喜を子章和
貞喜を日向守松平周防守康定養子軍次郎

廉任を吉宗亮板倉周防守勝政子弁十郎勝
暁を左近将監永井日向守直進子虎之助直
樂八左京亮大村信濃守純熙子書之進純昌
八上総介小姓組番頭山口勘兵衛直良八和泉守
西尾隼人佐忠成元隼八任期八西勘定奉行山崎三
九郎長幸八和泉守小姓周村弥左衛門直恒等
備後守安藤御郷左衛門惟久八清蔵守多賀政之
進右宮八雅楽守松平吉之丞西賢八信濃守
西尾小性大久保仙之助廉守之筑後守戸川勘太
郎安修之陽殿守阪田友之助昌直八讃岐守
平岡隼人政恒八石見守小河戸川為十郎
安倫八筑前守守之助他屋敷中務殿紀伊
及松平加賀守主備前守殿主清水左衛門尉
しめらるまく者ども此加八名之助十八人小
普請組支配本多丘庫朱在大隅殿一坂殿吉
支郷西尾先生筒殿坪内久四郎定英使番

遠見左近長禅一四郎書院番与力番代七
兵衛助殿長田六左衛門殿昌富永仙次郎直之
小姓組与頭小尾直三郎信一田城蔵城小姓組与頭宮
野五左衛門西尾橋次郎遠山金四郎景秀佐野
六郎右衛門廉貞廉西城小十人頭久保田十左衛門
義和新番頭向井将監西直勤定吟味役周松
八郎右衛門久禰澤次郎右衛門幸純金澤瀬兵衛
千秋小納戸歩西徳太郎西倫西城奥傅柴堅
彦助邦彦民部右衛門直之佐幸吉之
九山猪五郎政俊金林五郎右衛門博石右衛門織
右衛門佐服部和右衛門奥醫房井宗寿登顕
望京養右衛門和右衛門降しこの八人家禄
及び世々使し来物頭し佐吉しを何ふ又西城
小十人一人勤定一人納戸一人佐吉右衛門松平
加賀守佐脩八しめ佐吉衛門佐吉右衛門六人
もとふし出来ふ外に褒賞あり

十七日紅葉山
御宮
御廟に御詣あり宋和尚茶を献じ
侍しうち二種二荷まいらせらる
十八日濱御屋敷に出らせられ
物ゝふ日光門を山にのわらるに高家
大澤下野守基寿御使しうち時の役に枝柿
を賜らせられ

十九日侍番しうち松平豊後守殿宝蔵
能楊ふ高れ日要にうち申樂御遊あり樂組
江島清左衛門新藤百万融狂言八麻生上新方
角屋分行事俳の古とく観覧あり
二十日光山門をちこの〳〵御登山にうちまゐり
あらせられ食あり御感胃にうち乃舞面八し
ゆ八ら故座弦大納言宗睦卿山祥の忌にうち
御例白須甲斐守政雍御使しうち中務齋

に橋爪を送らるる齊朝歸使しこゝを附し
ゝ多こゝ陽つゝるふ
廿一日小夢佳ゝ大番に入ることゝ八人
廿二日松平豐後守欲宣又殺佐栄翁に西蕃ゝ
鶴を似番しこゝ陽ふ
廿三日學校巡視のゝ奉ゝ規矩も立しによ
ゝ日角小長谷知多守改良羽太左左衛門義
に以後二を陽ふ傷負林大學殺衛之を賜ふ
ゝ此他ゝ傷者も物多ゝ出ゝ日高家根瀬
後河守貞臣ゝ無庫貞徑四郎左衛門松平作藏
原道子西次郎嘉合野見嘉左ゝ西蕃子斧
次郎表高ゝ中良野六郎貞ゝ信九ハし免又
死しこゝ家住くこゝれ二十五人本所弘勒寺護持
院任職ゝらしめらるふ又大番坂本岩次郎貞秀
用しゝ殺ゝ
廿四日東叡山

孝恭院殿豊後守従二位井伊兵部少輔直朝

代条注

廿五日大関主膳亮正義者番となる留守

居役木根大内記政永子孫助書院番頭小森

伊豫守直之子小助定義作板倉子修理

久通養子求馬少輔武川源彼吉恒子隼之

助留守居番朱瀬吉兵衛延子出次郎先手頭

谷主計頭衛門子猪之助久松出羽守定出子

栄之助定國源右衛門貞則養子彦次郎

西丸月番寄木又兵衛次賢養子力之助細井豊

前守西房子富之丞西愛使番五百八左衛門千代子

左郎助西津書院番組頭長田六左衛門繁富養子

求馬紫茂用津少輔組子頭小笠原弁五左衛門西

幸養子宗兵衛頭蜂屋權左衛門陸奥子捨之助

信行小十人頭板垣左京亮英城子哲之助西津

図書江馬平左衛門季寛子富之丞久保田十郎

義知子金次郎同陸中綱戸宮都野金右衛門
正用子與五郎酒井作右衛門改長善子与九郎
梶久五郎右衛門子亘一橋部用人倉林五郎右衛
門博子鍋五郎八し免初見の礼とりしまれいと
多し

廿六日東叡山

至心院厳重御所に出側本郷大和守家臣代参
に大工形江原源五郎呈奉行と称し作事不奉
行牧定五郎大工頭と称る書院番組頭井戸
十右衛門弘俊布衣の士に加へらる

廿七日千住のとしとる牛らとらるこうふ者
ゝゝ黒鶴屋五位殿を指るまふ本坪坂間
京銅多門ゝ他浅野の多奉行し作事の奉行
之上周防守ゝ寛政報を称し一所属の支物物
差出まゝ銀座改正の事法とめし郡宮方の者
用しく物あ

廿九日玄至し廿七日酉戌の雲多く対し番士

一人時雨を賜ふ

日本政府図書

生月掃部四天寺雷火悪く焼失 寛平二年春

比年ようよう後掃部冨士山に女人登山を許す 月上

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan